

# マザーズハローワーク

## 就職支援セミナー

よこはま



### 『収入の壁』

★内容についてのご質問は、受講後、お電話にて承ります。

マザーズハローワーク横浜に「●月●日のオンラインセミナーの内容について、」とお電話ください→045-410-0338

★録画・録音は禁止しております。ご協力をお願いいたします。

★ニックネームでのご参加もOKですが、ビデオはオンにしてください。（音声ミュート）

★マザーズハローワーク横浜はお電話での相談もできます。お気軽にご相談ください。

マザーズハローワーク横浜って、どんなところ？

マザーズハローワーク横浜は、何歳になっても何度でも！  
就職・転職を考える各ポイントで応援します！

就職活動は3ステップ！  
マザーズハローワーク横浜がお手伝いいたします！

仕事と子育ての両立を応援する**国の機関**です。  
子育て中の**おしごと探しのお手伝い**をしています！

両立しやすい求人  
ピックアップ！！



子連れOKの  
セミナーあり



広い施設で  
ベビーカーで  
も楽々♪

ご希望条件を  
伺って、会社と  
交渉もします



授乳室、おむつ替えス  
ペースあります。

キッズスペースあり！  
(11時～16時は  
スタッフがいます)



来所に予約は不要です。  
お気軽にお越しください。

マザーズハローワーク横浜って、どんなところ？

マザーズハローワーク横浜は、何歳になっても何度でも！  
就職・転職を考える各ポイントで応援します！

就職活動は3ステップ！  
マザーズハローワーク横浜がお手伝いいたします！

下図は一例ですが、それぞれのライフプランに沿ったお仕事探しをサポートいたします♪



出産による退職  
→パート就労  
を検討

子どもが成長→  
正社員へのキャ  
リアアップ  
を検討

家庭を優先した  
い→パートへの  
転換を検討

老後を見据えた  
働き方へ

※あくまで一例、イメージです※

マザーズハローワーク横浜って、どんなところ？

マザーズハローワーク横浜は、何歳になっても何度でも！  
就職・転職を考える各ポイントで応援します！

就職活動は3ステップ！  
マザーズハローワーク横浜がお手伝いいたします！

就職活動は、下の**3ステップ**！  
マザーズハローワークと一緒にチャレンジしましょ

## 1. 調べて

## 2. 書いて

## 3. 行ってみる



**一緒に求人さがします！**

- 求人検索
- 会社との条件交渉
- 収入の壁セミナー
- 子ども預け先セミナー



**応募書類、お見せください！**

- 履歴書添削
- 応募書類セミナー
- きめ細かい個別支援



**面接の不安、ご相談ください！**

- 職業相談
- 面接対策セミナー
- きめ細かい個別支援

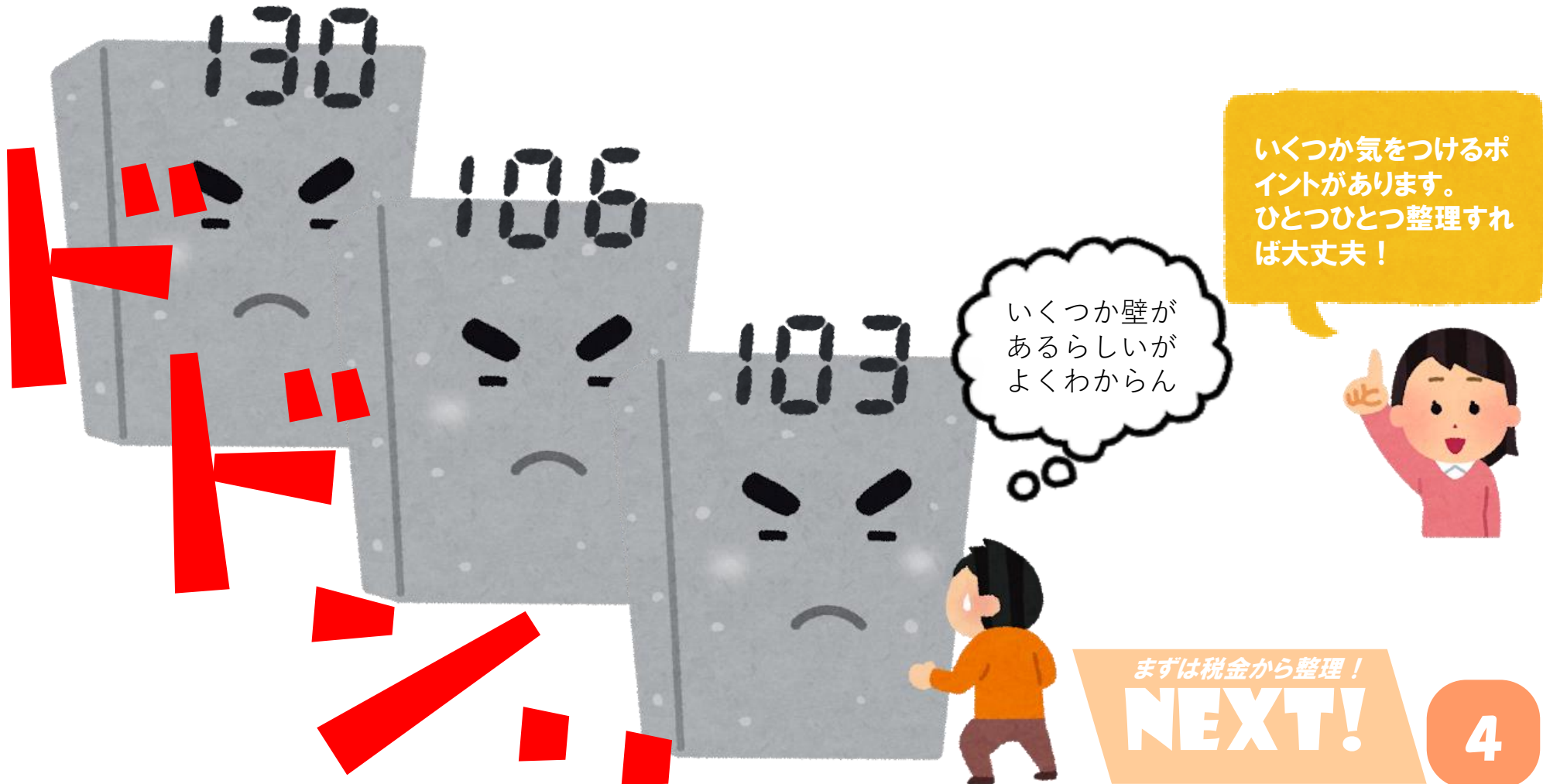


# 「収入の壁」

女性が働くことで収入が増加し、それとともに税金や社会保険等の負担が生じますが、それらの負担が生じないよう自身の収入を一定の範囲内に収めようとする事があります。

それらの負担の生じる収入金額（年収など）が一般的に「収入の壁」と呼ばれるもので、「夫の扶養範囲」もほとんど同じ意味です。

「収入の壁」にはいくつか種類がありますので、ひとつひとつ整理していきましょう。



# 「収入の壁」税金編

税金について、整理してみましょう！税金は所得税・住民税があり、本人にかかる分と夫にかかる分（配偶者控除分）があります。

税金は収入に応じて、少しずつ増えていくのね

あなた(妻)の収入が ※給与所得のみ	何の負担が??	どのくらい??	いつから??
<b>100万円</b> を超えると…	<b>住民税</b> を負担する	均等割(3300~6200) + 所得割( <u>所得に応じた税</u> ) (具体的には)101万円程度の年収の場合、年4800円の負担(月400円)	年間100万円以上となった翌年6月から
<b>103万円</b> を超えると…	<b>所得税</b> を負担する	<u>所得に応じた税</u> (具体的には)88000円程度の月収で月130円	収入を得た月から
<b>150万円</b> を超えると…	<b>夫の税金</b> 負担(配偶者控除分)が <b>増える</b>  ※配偶者の年収が約900万以上の場合は右の軽減が少なくなり、約1200万以上の場合は配偶者控除はありません。	夫の税金における配偶者控除(所得税38万、住民税33万)が <u>段階的に</u> 少なくなる(=配偶者特別控除) (具体的には)年収500万円の夫の場合、年70000円程度負担軽減されているが、妻の収入増加とともに <u>段階的に</u> 軽減されなくなっていく。 上記の例で、妻が170万円程度の収入になると、夫の税金軽減は40000円程度になっている(約年30000円程度の負担増、ただし収入は150万と比べて20万円増)。	毎月の給与または年末調整時
<b>201万円6000円</b> 以上の収入になると…	<b>夫の税金</b> 負担(配偶者控除分)が <b>上限</b> となる	夫の税金における配偶者特別控除(所得税38万、住民税33万)がなくなる (具体的には)年収500万円の夫の場合、年70000円程度負担軽減されているが、妻の収入が201万6千円以上になると軽減されなくなる(軽減が0になる) 妻の収入がこれ以上増えても夫の税金には影響がない。	毎月の給与または年末調整時



次は夫の手当!

**NEXT!**

5

※表は横浜市、国税庁のホームページを基にマザーズハローワーク横浜が作成。表は簡易的にまとめたものですので、ご自身の状況に応じた内容・詳細はお住まいの市区町村、国税庁にお問い合わせください。

# 「収入の壁」夫の手当編

配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。実際の手当の名称は、夫の勤務先によって「家族手当」「扶養手当」など様々です。

手当は「妻が〇〇万以上の収入を得ると手当を支給しない」という規定を設ける会社もあります。せっかく妻の収入が増えても、夫の手当が無くなることで家計全体として減収となる可能性もあります。

**手当の金額、妻の収入の制限**、の2点をあらかじめ確認しておきましょう。

	配偶者手当の金額	配偶者手当の条件	つまり…	どうする？
(例) Aさん	40000円/月	103万以下の配偶者に支給する	妻が年103万以上の収入を得ると年48万円夫の収入が減る	金額は大きいが…
(例) Bさん	3000円/月	100万以下の配偶者に支給する	妻が年100万以上の収入を得ると年3万6千円分夫の収入が減る	多いと捉えるか少ないと捉えるか…
(例) Cさん	15000円/月	なし	妻が働いても影響なし	気にしないでOK!
あなたは…				

働く前に調べておけば安心ね♪







次は社会保険!

**NEXT!**

# 「収入の壁」社会保険編(1)

まずは年金制度の概要を見てみましょう。  
みなさんは、何号被保険者でしょうか？

20歳から60歳までは、以下の3つのいずれかの年金制度（原則、健康保健もセット）に必ず加入している

種別	該当者	負担	受け取れる年金額	健康保険(3割負担で受診できる)
第1号被保険者	第2号、第3号以外 ( <b>自営</b> など) 	●国民年金（月約16500円） ●国民健康保険（前年收入による） を負担	国民年金 20～60歳の40年間、国民年金を払うと65歳から年約78万円受給できる（月約65000円） 	国保の保険証
第2号被保険者 (厚生年金加入)	●サラリーマン (正社員または正社員の3/4以上の労働時間の者※) または ●一部のパート労働者	厚生年金と健康保険を給与から天引きされる（合計15%程度）	国民年金（基礎年金） 1号被保険者と同じ65歳から年約78万円受給できる（月約65000円） 厚生年金 ＝2階部分 (支払った保険料の金額と月数を基に算出される)	健康保険の保険証 
第3号被保険者	2号被保険者（サラリーマン）の <b>扶養の妻</b> ※扶養とは年収130万円未満のこと	負担なし	1階部分 第3号でいる期間は、第1号被保険者（年金を払っている）と同じ効果	夫の会社の保険証（扶養） 

**NEXT!** 7

※厚生年金の加入要件は他にもあります。また本表は年金機構、全国健康保険協会、横浜市役所等のHPを参考にマザーズハローワーク横浜が作成しております。金額・割合等は目安ですので、詳細は各担当官署におたずねください



# 「収入の壁」社会保険編(2)

前ページで気をつける点は次の2点です。

## ①第3号＝年金の扶養は、年収130万円未満が条件！

年収が130万円以上になると、第3号ではなくなり、年金・健康保険が夫の扶養ではなくなります。

※注※「130万円」には、賞与・残業手当、通勤手当を含む

※注※「130万の計算期間」は、原則、仕事に就いた月から1年間の年収見込み

※注※第3号の該当・非該当の手続きは夫の会社が届け出るため、確認は夫の会社に

## ②パート労働者でも厚生年金に加入することがある！

妻の月収が88,000円以上(年106万)になると、勤務先の厚生年金加入者の人数が101人以上の場合、妻が勤務先にて厚生年金に加入する場合があります。

※注※「88000円」には、賞与・残業手当、通勤手当を含まない

※注※ほかの加入要件は、週所定労働20時間以上、2ヶ月を超える雇用見込み、学生でない

具体的には、会社の規模に気をつけて考えてみましょう

### 厚生年金加入者が101人以上の会社で働く場合

気をつける年金の収入の壁	106万円の壁(月88,000円 週20時間以上の就労など)
収入の壁を超えたらどうなる？	厚生年金(月8,000円～)・健康保険(月4,000円～)が給与天引きされる +将来の厚生年金が増える(2階部分)

### 厚生年金加入者が101人未満の会社で働く場合

気をつける年金の収入の壁	130万円の壁(月目安1,08,334円未満、交通費込み)
収入の壁を超えたらどうなる？	国民年金(月16,600円)国保(月5000円～)を支払う

※※令和4年10月から「101人」となりました。以前は「501人」でした。「101人」は令和6年10月から「51人」になります※※

※金額が「～」となっているのは収入によって負担が大きくなるものです。

社会保険は急に負担が増えるのね



※詳細は日本年金機構にお問い合わせください。

※表は日本年金機構のホームページを基にマザーズハローワーク横浜が作成。簡易的にまとめたものですので、ご自身の状況に応じた内容・詳細は日本年金機構にお問い合わせください。

支援パッケージ！

NEXT!

8

# 年収の壁・支援強化パッケージ

令和5年10月から、「年収の壁・支援強化パッケージ」による対策が始まっています。  
社会保険料の負担から生じる働き控えを少なくするために、以下の3つを柱とする取り組みが講じられています。

106万円の  
壁への対応

130万円の  
壁への対応

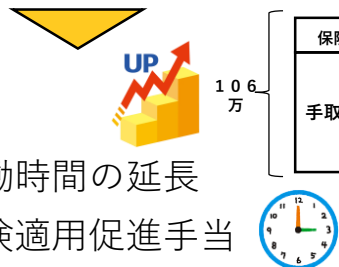
配偶者手当  
への対応

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。

賃上げ

所定労働時間の延長

社会保険適用促進手当



被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

被保険者資格認定手続き  
の円滑化

配偶者手当を見直していくことになる。配偶者手当の原資をもとに、共働きの方や独身の方、能力開発に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を見据えて改めていく。

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃